

第67回品質保証検討会 議事録

1. 開催日時：2024年2月2日（金）13時31分～15時29分
2. 開催場所：日本電気協会A会議室，Web会議
3. 出席者：（敬称略，順不同）
出席委員：西田主査(東京電力HD)，竹田副主査(関西電力)*1，
中村(東芝エネルギーシステムズ)，杉村(日立GEニュークリア・エナジー)，永尾(三菱電機)，
新田(富士電機)，奈良(北海道電力)，神田(中国電力)，河内(東北電力)，
鈴木直(中部電力)，梶谷(日本原子力発電)，長谷川(電源開発)，
船津(九州電力)，服部(三菱原子燃料)，木村(日本原燃)，
鈴木勇(グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン)，田上(原子力安全推進協会)，
鈴木哲(中電シティアイ) (計 18)
代理出席者：友田(IHI，岡部委員代理)，植本(原子燃料工業，柿木委員代理) (計 2名)
(小計20名)
常時参加者：植田(東芝エネルギーシステムズ)，首藤(元電源開発)，秋吉(原子力安全推進協会)，
田島(原燃輸送)，中野(東芝エネルギーシステムズ)，早瀬(電力中央研究所)，
早瀬(電力中央研究所) (計 7名)
欠席委員：上田(三菱重工業)，大西(四国電力)，道下(北陸電力)，小園(東京電力HD)，
薄井(日本原子力開発機構)，中條厚(リサイクル燃料貯蔵) (計 5名)
オブザーバ：なし (計 0名)
説明者：直井(日本電気協会) (計 1名)
事務局：浅見，上野，田邊(日本電気協会) (計 3名)
(出席者合計 31名)

4. 配付資料

- | | |
|---------------|--|
| 資料No.67(1)1 | 原子力規格委員会 品質保証分科会 品質保証検討会 名簿 |
| 資料No.67(1)2 | JEAC4111改定検討WG 体制表 |
| 資料No.67(1)3 | 第67回品質保証検討会 出欠表 |
| 資料No.67(2)1 | 第66回品質保証検討会議事録(案) |
| 資料No.67(3)1 | 第66回品質保証検討会以降の状況報告 |
| 資料No.67(3)参考1 | 第62回品質保証分科会議事録(案) |
| 資料No.67(3)参考2 | 第73回原子力関連学協会規格類協議会議事録(案) |
| 資料No.67(3)参考3 | 品質保証分科会長 選出投票結果 |
| 資料No.67(3)参考4 | 第88回原子力規格委員会議事録(案) |
| 資料No.67(3)参考5 | JEAC4111の活用に関する実態調査へのご協力のお礼と調査結果を踏まえた今後の活用に対する期待 |

資料No.67(3)参考6 令和5年度 原子力規格委員会功労賞 表彰者の推薦申請について
(ご依頼)

資料No.67(4)1 ウェビナー当日のスケジュール(案) 公開用

資料No.67(4)1参考1 理解度テスト

資料No.67(5)1 2024年度各分野の規格策定活動

資料No.67(5)2 原子力規格委員会 品質保証分科会 2024年度活動計画(案)

資料No.67(6)1 技術資料作成要領 (案)

資料No.67(6)2 JEAC4111-2021 新旧比較表 (7 章)

資料No.67(6)参考1 品管規則・解釈とJEAC4111-2021の関係性 (中間報告用)

5. 議 事

事務局から、本会にて、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触する行為を行わないことを確認の後、西田主査の開催挨拶があり、その後議事が進められた。

(1) 代理出席者、常時参加者、説明者、オブザーバ、委員定足数、配付資料の確認

事務局より、本日の代理出席者は2名であり、分科会規約第13条(検討会)第7項に基づき主査の承認を得た。その後No.67(1)1に基づき、新委員5名及び説明者1名の紹介があった。本日の委員の出席者数は代理出席者も含めて現時点で20名であり、分科会規約第13条(検討会)第15項での議案決議に必要な出席数(委員の3分の2以上)を満たしていることが確認された。また、資料No.67(1)2に基づき、JEAC4111改定検討WG及びJEAC4111普及・促進チーム体制の説明があった。その後配付資料の確認があった。

(2) 前回議事録の確認

事務局より資料No.67(2)1に基づき、前回議事録の紹介があり、正式議事録にすることについて、分科会規約第13条(検討会)第15項に基づき、Webの挙手機能にて決議の結果、出席委員の5分の4以上の賛成で承認された。

(3) 第66回品質保証検討会以降の状況報告

事務局より資料No.67(3)シリーズに基づき、第66回品質保証検討会以降の状況について報告があった。

主なご意見・コメントは下記の通り。

- ・ 特になし。

(4) 2023年度実務コース講習会の実施について(報告)

杉村委員及び直井説明者より、資料No.67(4)1及び資料No.67(4)参考1に基づき、2023年度実務コース講習会の実施について報告があった。

主なご意見・コメントは下記の通り。

- ・ 2023年度実務コースの担当者は、普及促進チームが担当することになっているが、全体としては品質保証検討会ということで対応することになるので、協力をお願いする。
 - ・ 昨年5月のワークショップの時には質問が10件ほどあった。当日に出た質問は、その場で答えるということで対応したが、出来れば質問が事前に出ていれば、きちんとした回答が準備出来ることから、実務コース講習会でも可能であれば事前に質問を出して頂くと良いかと考える。
 - ・ 先ほどの説明で参加者は現状143名位ということであったが、もう少し参加者が増えるのかと考えており、引続き働きかけとか、関係者で特に社内で質問したい方を紹介して頂き、関わっている我々が全体で共有し、情報収集とか、そういった情報共有で草の根活動になるかもしれないが進めるのが良いかと考える。
 - ・ 事前質問については、今回は質問をリスト化したものに、各章チームで回答を書き、メールベースで全員に配信したが、今年度もそういう実施方法で宜しいか。
- 今の理解で大丈夫であり、今の所質問と回答については全員で共有ということ考えている。
- ・ 理解度テストの解説というのは、解説者はもう決まっているのか。
- そこについてはまだ決まっていないので、これから決めたいと考えている。基本的には各章毎に振り分けたいと考えるが、今後検討を進めたいと思う。

(5) 2024年度活動計画について(審議)

西田主査より、資料No.67(5)1及び資料No.67(5)2に基づき、2024年度活動計画について報告があった。

2024年度活動計画について、今回の意見を反映した資料No.67(5)1及び資料No.67(5)2を書面審議後に、品質保証分科会に上程するかについて決議の結果、承認された。

主なご意見・コメントは下記の通り。

- ・ 資料No.67(5)2の1頁の2024年度活動計画／中長期活動計画でATENAにて実施する活動を支援するとあり、さらにその下に、品質保証分科会としては規格活用を通じてこの活動を支援するとあるが、これは同じ所に記載した方が良いと思うが如何か。
- これは規格の考え方に基づき、QMSの議論に関してATENAを支援するということである。ATENAでの検査のやり取りについては品管規則の範囲で実施して頂ければ良いが、マネジメントシステムと言うスケール感で議論がなされた時に、今までJEAC4111に基づき仕事を積み上げてきたことから継続して活用していきたいということが事業者の考え方と伺っている。ここで日本電気協会品質保証分科会がサポートするという事は当然JEAC4111の考え方に基づくものになるものであり、サポートするという事は規格を使用することが前提にある。

- ・ 今の話を聞くと、それで良いかと考えるが、マネジメントシステムの専門家としてサポートすることだと思う。従ってマネジメントシステムの考え方を示す様な表現の方が良いかと思う。
 - ・ 今の議論の箇所であるが、1つはその下の箇所で「品管規則に関する指摘（規則の考え方に関する情報を含む）等をデータベース化すること」と記載されているが、おそらくATENAで各事業者の意向を確認しながら取り決めていくことなので、現時点で電気協会の計画としてどこまで記載して良いかということもあると思う。もう1つは例えば規格の解釈に基づきサポートすることは有るとは思うが、ATENAの活動を受け持つような記載は避けるべき。其々の立場を考慮して記載する必要がある。
- 先ずデータベース化という点は、情報は貰っているが、電気協会の計画に記載する必要はなく、ATENAの行動をサポートするということが分かれば良いので、その様に書き直しをする。組織間の関係性についても同様に、ATENAは規格のユーザであり、マネジメントシステムに関する質疑が今後活性化されることが想定されるので、規格の考え方に根差した回答のサポートなどをするという趣旨であるので、極端に解釈されないような記載としたいと考える。
- ・ 資料No.67(5)1の8頁の下から4行目に「発刊したJEAC 4111-2021は規制当局の技術評価の対象とはなっていないが」とあるが、同じような文言が9頁目の5.4.4-2 現行規格の冒頭にも記載されている。結果的に技術評価対象になっていないという状況を述べたものであり、前者（8頁）の部分は記載しなくても良いかと思う。
- それについては拝承した。
- ・ 9頁に残すのが良いかと考える。
 - ・ 本日決議を取りたいが、修正したものを前提で考えたいと思う。
 - ・ 資料No.67(5)2の2023年度活動実績の(4)で、品管規則-JEAC4111の対照表をベースに要求事項の反映状況が分かるような技術資料のあり方を検討したと記載されているが、品管規則とJEAC4111の要求事項の対応（関係性）が分かるようなという意味が良いかと思う。作業としては確かにそのとおりだが、それをベースに両者の関係性が分かるようなというのが正確な表現だと思う。
- 現状の表現に深い意図を込めている訳ではないので、関係性が分かるような表現に修正したいと考える。
- ・ 資料No.67(5)2の(1)で、事前のコメント内容を反映した形で修文されているが、3項目目の「技術継承資料(2022.7.25 分科会承認)」を、「技術資料化する検討を行う。」というのを削除して、2項目としたらどうかというのを提案していた。3項目を残した考え方を教えて欲しい。もう1つは技術継承資料という固有名詞に対して技術資料化するというのは、今後の技術資料化の検討の一つのアイテムであると考えており、この活動計画で指定してしまうのかということが有る。もう少し大枠で技術資料の検討を行うということかと考える。2項目目も書き方が少し違うが、修文した意図を教えてください。全体的に資料No.67(5)1及び資料No.67(5)2を使用して品質保証分科会に上程する様だが、いつもはもう1つ計画が有り、講習会の来年度計画のバーチャート形式のものが検討会で検討さ

れ、分科会に上がっていくと思っていたが、その計画は今回はいらぬのかという確認である。

- 2つ目の確認であるが、事務局に確認した所、今回必要なのは分科会としての活動計画のであり、本日提示しているものがノルマとなっている。講習会の計画バーチャート的なものは必ずしも必要ないと言うことで、従来は3点セットというものが標準であったのか。
 - 従来は3点セットで上げていたので、そういう質問をした。分科会より上にも行くのかということはあるのかもしれないが、講習会計画は分科会には上げないといけぬのかと思っていた。
 - 分科会の活動計画なので、分科会に上程して承認後NUSCに上程されるというのは承知している。講習会計画は今年の講習会も開始したばかりの時期にという面はあるが、本年度実績及び次年度計画なので、年度内に分科会に上程すべきもの。今年度の分科会は次回で最終の予定なので、今回上程しなければならない。
 - ・ 年度内に再度分科会を開催し、その前に検討会を再度開催するというのであれば、今回でなくても良いかと考える。
 - ・ 今このタイミングで講習会の計画を作れるかという点、専門コースが未確定であり、実際に計画を書こうとしても難しいと考える。
 - ・ 資料No.67(5)2の(2)に専門コースの記載があり、実施内容を検討するとある。来年度も同様になると思うが、年度を通じて実施内容を検討するという計画ならば出せると思う。
 - ・ 2024年度活動計画については、今回の意見を反映して修正したいと考える。また講習会の計画がないという意見については、これから講習会の計画を作成し、書面審議により決定して分科会へ上程する。
 - ・ もう1点の技術資料の整備についてはいろいろなご意見があるが、そもそも「技術継承資料」の存在を知らない人もいるようである。また、「技術継承資料」を技術資料として据え直す意見や、その中から一部を充実させて格上げする意見など様々である。そういった資料が存在する上で、対照表形式の資料をタスク報告書に示しており、技術資料等をベースとした理解促進としていることから、分科会の活動計画という意味も踏まえてここは2つにしている。また、技術資料は一つでなければならないということもない(まとめ方に応じて複数も考えられる)ので、こういうことも踏まえて2つに記載している。
 - 考え方をお聞かせ頂いてずれがないことを確認できたので、主査の意見に従う。
 - ・ 補足だが、この「技術継承資料」はJEAG4121の第2部をまとめたものである。冒頭の項目としてパフォーマンススペースの記載がある。分科会に話すときにこの部分だけでも紹介したほうが良い。技術継承資料の存在を知らない方もおられるようである。
- 特に異論がなかったため資料No.67(5)1及び資料No.67(5)2について本日頂いたご意見を踏まえて品質保証分科会に上程することについて、分科会規約第13条(検討会)第15項に基づいて、Webの挙手機能により決議の結果、出席委員の5分の4以上の賛成で承認された。

(6) 第63回品質保証分科会への報告事項(審議)

西田主査より、資料No.67(6)シリーズに基づき、第63回品質保証分科会への報告事項について説明があった。

資料No.67シリーズを品質保証分科会に上程するかについて決議の結果、承認された。

主なご意見・コメントは下記の通り。

- ・ 先程の資料No.67(5)2で、緑色の部分をどの様を書くかと言うことで、今年度実施したことについては緑色の部分で、ここまで検討したと言うことを分科会に報告した方が良いかと思う。これは、適用課題検討タスクの報告書をNUSCに上程したときに、規制庁から提示された課題への対応を一対一で書いてあるため、使用者にとって分かりにくいのではないかという意見をいただき作成している。品管規則の要求事項の追加21項目がどのように規格に入っているかを示す案としてトライアル的に一部記載したものである。これは、1案なので更により良い意見があれば出していただきたい。
 - ・ 資料67(6)1の資料で、各章チームで作業分担とすると、4-6章チームがかなり多くなるのではないか。
 - ・ 技術資料の整備は今年度の計画にあるため、内容の良し悪し（実施内容の程度）を問わず、実績を報告する必要がある。
 - ・ 本内容について、品質保証分科会に上程するかについて決議を取りたいと考える。
- 特に異論がなかったので、資料No.67シリーズを品質保証分科会に上程するかについて、分科会規約第13条(検討会)第15項に基づき、Webの挙手機能について決議の結果、出席委員の5分の4以上の賛成で承認された。

(7) その他

次回品質保証検討会開催は別途調整し、事務局より各委員に連絡する。

以 上